

平成13年 臨時第5回

新得町議会会議録

開 会 平成13年11月30日

閉 会 平成13年11月30日

新得町議会

第 5 回臨時町議会会議録目次

第 1 日 (1 3 . 1 1 . 3 0)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
日 程 第 1 会議録署名議員の指名	3
日 程 第 2 会期の決定	3
諸般の報告	3
町長行政報告	3
日 程 第 3 議案第 5 7 号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	6
日 程 第 4 議案第 5 8 号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正 する条例の制定について	6
日 程 第 5 議案第 5 9 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	1 0
日 程 第 6 議案第 6 0 号 平成 1 3 年度新得町一般会計補正予算	1 1
日 程 第 7 議案第 6 1 号 平成 1 3 年度新得町公共下水道事業特別会計補正 予算	1 2
日 程 第 8 議案第 6 2 号 平成 1 3 年度新得町水道事業会計補正予算.....	1 3
閉会の宣告	1 3

平成13年第5回新得町議会臨時会

平成13年11月30日(金曜日)午前10時開会

議事日程

日程番号	議件番号	議件名等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告(第1号)
		町長行政報告
3	議案第57号	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第58号	特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
5	議案第59号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第60号	平成13年度新得町一般会計補正予算
7	議案第61号	平成13年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
8	議案第62号	平成13年度新得町水道事業会計補正予算

会議に付した事件

- 会議録署名議員の指名
- 会期の決定
- 諸般の報告
- 町長行政報告
- 議案第57号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第58号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第59号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第60号 平成13年度新得町一般会計補正予算
- 議案第61号 平成13年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
- 議案第62号 平成13年度新得町水道事業会計補正予算

出席議員（18人）

1 番	川 見 久 雄	議員	2 番	藤 井 友 幸	議員
3 番	吉 川 幸 一	議員	4 番	千 葉 正 博	議員
5 番	宗 像 一	議員	6 番	松 本 諫 男	議員
7 番	菊 地 康 雄	議員	8 番	齋 藤 芳 幸	議員
9 番	廣 山 麗 子	議員	10 番	金 澤 学	議員
11 番	石 本 洋	議員	12 番	古 川 盛	議員
13 番	松 尾 為 男	議員	14 番	渡 邊 雅 文	議員
15 番	黒 澤 誠	議員	16 番	高 橋 欽 造	議員
17 番	武 田 武 孝	議員	18 番	湯 浅 亮	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	齊 藤 敏 雄
教 育 委 員 会 委 員 長	小 笠 原 一 水
監 査 委 員	吉 岡 正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助 役	鈴 木 政 輝
総 務 課 長	畑 中 栄 和
企 画 調 整 課 長	長 尾 正
住 民 生 活 課 長	高 橋 昭 吾
農 林 課 長	浜 田 正 利
水 道 課 長	常 松 敏 昭
庶 務 係 長	鈴 木 貞 行
財 政 係 長	佐 藤 博 行

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 育 長	阿 部 靖 博
-------	---------

職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	佐 々 木 裕 二
書 記	田 中 光 雄

開会の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席でございます。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成13年臨時第5回新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

開議の宣告

◎湯浅亮議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎湯浅亮議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、11番、石本洋議員、12番、古川盛議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

◎湯浅亮議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

諸般の報告

◎湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますのでご了承願います。

町長行政報告

◎湯浅亮議長 町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎斉藤敏雄町長 10月31日、臨時第4回町議会以後の行政報告を行います。

同じ10月31日ではありますが、特別職報酬等審議会を開催いたしました。今日の状況における特別職並びに議会議員の報酬額改定の必要性について、この日諮問をいたしました。

また、11月2日には、「BSE」いわゆる狂牛病の関連における肉骨粉の試験焼却を実施いたしました。これは、十勝管内で一番先に試験焼却に取り組んだということもありまして、十勝管内の関連の市町村並びに町民のかたがたのご参加をいただきまして、一般ごみに約10パーセントの肉骨粉を合わせ焼却をいたしまして、これによるいろいろな課題発見のための試験焼却といたしたところであります。最終的な結果につきまし

ては後ほどご報告いたします。

また、同じ11月2日ではありますが、株式会社西洋環境開発の石倉清算人補佐、前のサホロリゾート株式会社の社長ではありますが、以下関係者が来庁いたしまして、10月2日をもちまして、サホロリゾート株式会社、狩勝高原開発株式会社、株式会社鎌倉西洋3社の株式を、サホロマネージメントが取得をいたしまして、その譲渡手続きすべてが完了した旨の報告がございました。

新社長には、加森公継氏が就任いたしまして、本社の所在地を東京から札幌に移転をいたしております。10月15日をもって、再生手続きがすべて完了いたしたところであります。

こうした状況を受けまして、サホロマネージメントにおきましては、ホテル部門の一部改修、あるいはスキー場のコースの再整備、そうした設備投資をいたしまして、意欲的にサホロリゾートの再生がスタートしたと、こういう状況になっております。

11月5日には、最近の地方交付税の削減など、今後の町の歳入の展望を前提といたしまして、第6期総合計画後期計画に伴います財政管理計画の町長ヒアリングを実施いたしたところであります。

次ページにまいりまして、11月7日には、新得紳装の湯浅社長及び株式会社トップジェントの高島社長ほか関係者が来庁されました。

これは、最近の縫製業界といたしましうか、繊維業界といたしましうか、これはたいへん構造的な不況になっておりまして、そのことに伴っての新得紳装の将来の在り方についてのお話であります。これは、繊維業界が景気が非常に悪化いたしておりまして、消費の低迷、あるいは中国製品との競争の激化、そうした構造不況に陥りまして、経営環境が非常に厳しい状況にあるとのお話でありまして、トップジェントにおきまして、紳士服量販店の「山下」あるいは「はるやま」等の経営破たんのおおりに受けるなど、構造不況の影響をまともに受けております。

こうした環境の中でありまして、中国製品等とのコスト競争に太刀打ちできる態勢の再構築、経営の合理化を図るために、グループ全体としての再編成を今進めているとのことあります。この再生策を進めていくうえにおいて、新得紳装への製品の供給ができなくなった旨の報告がございました。

こうした動きを受けまして、新得紳装におきましては役員会を開催するなど、善後策の協議が行われましたが、トップジェントとの最終的な話し合いの結果、まことに残念ながら、12月末日をもって工場の閉鎖を余儀なくされたところであります。

今後は従業員の雇用対策、あるいは負債整理を進めていくこととなったしだいであります。

なお、本件に関連いたしましては、12月2日に臨時株主総会を開催いたしまして、会社の解散を決議する予定と伺っているところであります。

また、11月13日には、十勝圏活性化推進期成会が、狂牛病問題、帯広畜産大学存続問題等の中央要請を行ったところであります。

次ページにまいりまして、11月15日に、スズキスポーツ社長来庁となっておりますが、これはサホロスポーツランドの再開に関連をいたしまして、東京に本社のあります、株式会社サホロモーターズスポーツランド代表取締役から、島崎邦男氏所有の土地及び帯広測量有限会社所有の建物を取得した旨の報告がございました。

今後は、この既存施設の再整備をいたしまして、一部の会社の協力を得て、モーター

スポーツ競技や車両の研究・開発などに活用していきたいとお話しがございました。

なお、町に対しましては、差し押さえ物件の解除の要請を受けておりました、一連の具体的な整備計画の提出を待って、町としては対応していきたいと考えております。また、この際、周辺の環境あるいは騒音等について十分対策をとるように、町のほうから申し入れをいたしているところであります。

11月16日には、特別職報酬等審議会に諮問しておりました報酬の改定問題につきまして、据え置きが妥当との答申をいただいたところであります。

11月18日には、全国フロアカーリング交流大会が行われております。これは新得発祥のスポーツといたしまして、ダブルスで20チーム、フォースで10チーム、合わせて100人の選手関係者が来町いたしております。

また、同じ日ではありますが、国民宿舎東大雪荘のマイクロバス接触事故が発生いたしました。11月18日、午後3時25分ごろ、東大雪荘の送迎バスが、帯広から乗客19名を乗せまして、トムラウシ温泉に向かう途中、旧トムラウシ小中学校付近で、トムラウシ方向に向かう前方走行中のRV車が徐行をしたために、それを追い抜こうとした際に、RV車が急に右折したため、避けきれず衝突をいたしまして、双方とも左右の路外に転落、横転いたしました。

この事故によりまして、東大雪荘送迎バスの女性乗客1名と、RV車の1名が軽傷を負い、また、双方の車が大きく破損する事態となりました。

多くの人命を預かり、また交通事故抑止を推進する立場にあります町といたしまして、多くのかたがたにご迷惑をおかけいたしましたことに、深くおわびいたしますとともに、今後、係る事故が発生しないように、十分、指導徹底してまいりたいと考えているところであります。

11月20日には、先に申し上げました肉骨粉の試験焼却の結果につきまして、委託をしておりました、日立造船株式会社から、その結果についての報告書の提出がございました。

先に行った試験焼却は、一般ごみの中に10パーセント程度の肉骨粉を混ぜて焼却した結果、炉内の温度変化は特に認められず、心配した臭いの発生もなく、420キログラムの肉骨粉を焼却いたしましたわけです。ごみ焼却残さに残っている未燃分の重量パーセントを示す数字で、焼却処理における無公害化、安定化の程度を示す指標の熱しゃく減量は、立ち上げ時にやや高い数値を示しましたがけれども、ほぼ定常燃焼となりまして、肉骨粉の影響はほとんどなかった数値で終了したとなっております。

また、焼却灰について化学的に分析した結果につきましても、特に肉骨粉による影響は見られなかったとなっております。

また、試験日、11月2日の日でありますけれども、職員によりまして、7か所で臭気の測定も実施をいたしましたが、これらにつきましても、特に異状は認められなかったわけです。

このため、安全性を維持しながら、この後、1週間ほど、更に試験焼却の実施をいたしてきております。いずれもですね、これによる影響が認められなかったということでありますので、新たに会社側と委託契約をいたしまして、12月1日から本格焼却に移行していきたいと考えております。

なお、焼却にかかる費用といたしまして、原価計算をいたしまして、キログラム当たり38円を国から補てんを受ける予定といたしております。

11月28日ではありますが、29日にかけて、全国の町村長大会並びに各種の全国の連盟の大会並びにそれに関連いたします中央要請をしてきたところであります。以上であります。

[斉藤敏雄町長 降壇]

日程第3 議案第57号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第3、議案第57号、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[畑中栄和総務課長 登壇]

◎畑中栄和総務課長 議案第57号、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

裏面をお開きください。提案理由であります。職員の給与に関する条例の一部改正及び特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、議会議員の期末手当の支給割合もこれらに準じて改正しようとするものであります。

改正内容ですが、期末手当支給率を、12月支給分について、現行「100分の260」を「100分の255」に改正し、100分の5を減額するものであります。条例の本文は説明を省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

以上よろしくご審議のほど、お願いいたします。

[畑中栄和総務課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第57号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第58号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第4、議案第58号、特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[畑中栄和総務課長 登壇]

◎畑中栄和総務課長 議案第58号、特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

裏面をお開きください。提案理由であります。職員の給与に関する条例の一部改正

に伴い、特別職及び教育長の期末手当の支給割合もこれに準じて改正し、かつ行財政改革の推進のため4年間、3月に支給する期末手当を支給しないように改正するものであります。

改正内容ですが、期末手当支給率を本則で規定する分で、12月支給分について現行「100分の215」を「100分の210」に改正し、100分の5を減額するものであります。

次に、附則で規定する分といたしまして、3月支給分について、現行「100分の55」を、4年間につき支給しないように改正するものであります。条例の本文は説明を省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

以上よろしくご審議のほど、お願いいたします。

[畑中栄和総務課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。11番、石本議員。

◎石本洋議員 最近の新聞に、各町村の特別職の給与改定の情報が流れておるわけなんですけど、今回提案された新得町のような、大幅なといいますか、いわゆる給与体系を乱すような改定を行っている町村はなくて、ただ1か所だけ全体的に、職員の5パーセントに、特別職については1パーセント、0.1ですか、プラスをするよと。それで、0.15にするよと、こういうような町村がありまして、だいたいおおむね、0.5パーセントの減額ということになってますね。それも12月の期末手当だったかなと、こう思います。

今回ご提案の3月の期末手当全廃というのは、ちょっと今まで聞いたことがないことをごさいまして、町長はいろいろと職員対策、あるいは財政対策、あるいはそれ以外の影響力、インパクトも考えながらの措置かなというふうに考えておりますけれども、それにしても少し大きすぎるし、それから、前回、協議会でもお話ししましたけれども、やはり家庭を守る内助の功をされている奥さんがたの立場というものも、人間ですから考えてあげなければならないと、こういうふうに思います。

私も、この中で一番年長者ですから、あえて言わせていただきますと、長い人生経験の中でですね、こういう町長自身の意気は壮としますけれども、これは線香花火と同じで、それが終わったら、後はもう人の脳裏から全然、町長の意気の盛んなところというのは消えちゃうんだね。

ですから、そういうことでなくて、やはり任期4年の間にとは書いてあるけれども、この際やっぱりほかの町村よりちょっと上積みをするということになれば、12月は5パーセント落としている、0.5落としているわけですから、3月で1.5落として、100分の40ぐらいが適当ではないのかなと、そういうふうに考えるわけですね。

そういう意味で、私はこの原案には反対し、修正をしたいと、修正してもらいたいと、こういうふうに思うわけなんです。

そういうことで、従来の町の在り方というのは、よその町村、よその町村の在り方を見ながら、うちを決めるということなんだけれども、今回は、よその町村は抜きにして、ここだけ決めると、こういうようなかたちをとっておられる。

ですから、この際、やはりよその町村との兼ね合いも考えながら、町長の意気込みも少し考えるとといった面です、100分の40ぐらいに修正すべきではないかと、こ

ういうふうに私は思います。以上です。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。

削減幅があまりに大きいのではないかなというご質問かなと思うんですが、国・地方も非常に厳しい財政状況の中でありまして、全道的に見ますと70市町村以上の団体で、なんらかの給与の削減措置を講じております。その削減の方法というのは、各町村でばらばらなんですけど、例えば、給料の10パーセント削減するとかですね、給料の10パーセントでありますと、年間にしますと100万円程度になろうかと思ひますし、後は、期末手当の中で削減する、期末手当の役職加算をゼロにするとか、各町村でそれぞればらばらというか、いろいろな手法で削減をしているのが実態であります。

十勝管内的に見ますと、新得以外に4町村で既に削減措置を講じております。ちなみにその額と手法を申し上げますと、隣の清水町におきましては、年間給与の10パーセント。年間給与の10パーセントですから、町長でおおよそ160万円くらいの年間の削減になるかなと思ひます。芽室町は先日、新聞に載っておりますが、特別職につきましては、0.1か月分の上乗せということで、町長で10万円くらいかなというふうに思っております。

それから、広尾町では、期末手当の33パーセント減額という、町長はですね、33パーセント減額ということで、165万円くらいの削減をいたしております。もう一つ、更別につきましては、寒冷地手当を当分凍結するという事で、寒冷地手当を支給しておりません。それで、23万円くらいと。

本町の場合、町長で3月分の期末手当を削減いたしますと、56万円くらいの額になるかなというふうに考えております。

そのような状況の中で、新得も削減するという事でご提案申し上げているところですが、交付税も削減される見通しでありますし、町内の企業の情勢も非常に厳しいという状況でもあります。その辺を総合的に判断いたしまして、削減措置を講じたいというふうに決めましたので、よろしくご理解のほどをお願いいたしたいと思ひます。

◎湯浅亮議長 11番、石本議員。

◎石本洋議員 町長は、たいへん仕事をいっしょうけんめいやっておられますし、前期はかなり難しい問題をいくつか解決をされたと。そういうことで、たいへん敬意を表しているわけでありまして、ここで給料の削減なんていうのは、毛頭、頭の中ではないわけなんですよ。

今、課長が給料の削減という措置もほかではあるよという話がありましたけれども、毛頭ないわけだ。ただここで言うのは、要するに期末、3月の期末手当を全面的に廃止する、なくすということについては、問題だよということであって、できるだけ、今後ですね、町長の財政的な裏付けの中で、うんと仕事をやってもらいたいから、私はこう言うわけなんだね。期末手当をやらんから、その分だけ仕事をしなくていいんだということにはならんわけなんで、僕は、それなりに仕事をやってもらうためにも、そういったような給与的な面での保障というものをですね、ある程度裏付けしておかなかつたらだめでないのかと。そういう面ですね、さきほど言ったような100分の40くらいが適当なんではないのかと、3月ですね。そういうことをお話ししているわけなんです。

財政的な面はですね、またほかの面でいろいろと考えていただいてですね、人件費を、

町長自身の特別職自身の給料を削るということもたいせつだけれども、それはそれで、これから大いに仕事をやるぞとかたちの中で示していただきたいなど、こう思うんだね。

町内に、いろいろとこういう不況のさなかでいろいろな問題が発生して来つつあると思いますので、むしろその方面に力を注いでいただきたいものだなと。安易に給与の削減ということではなくて、頑張ってもらいたいなど、こう思います。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 だたいまの、石本議員のご発言、親心といいましょうか、そういう意味ではたいへんありがたく受け止めております。

しかし、私ども、いろいろな課題を抱えながら、なおかつ、国の財政事情といいましょうか、そうした状況から見てですね、私どもの想像をはるかに超えるですね、今、地方自治体の財政が極めて厳しい状態に追いやられてきているという状況は、これはもう、どこの町も同じでありますけれども、避けて通れないわけであります。

そうした中にありまして、私ども、これから先も、いろいろな面の行財政の改革といいましょうか、見直しを進めながら、この財政運営を行っていかねばならないわけでありまして。そうした、いろいろな改革なり、見直しをするということは、少なからず、住民の皆様がたにも、直接的、あるいは間接的に影響を与えていくことに、実はなるわけでありまして。

したがって、私どもは、そうした状況があるだけにですね、やはり私ども執行者自らも、そうした痛みというものを、あえて課しながらですね、場合によっては、住民の皆様がたにご理解をいただかなければならない面も、多々出てくるような気がいたします。

そうしたことから、これから先の流れとしては、たぶん、こういうふうな状況に、ほかの町村もなっていかなざるを得ないのではないかと、そのように私は受け止めております。

確かに、助役や教育長も道連れにするわけでありまして、そうした面では私も心が痛むものがあるわけでありまして、しかしこれは、今日置かれている状況から見て、やむを得ざる措置と考えております。

手当が減額になるわけでありまして、そのこととですね、私どもが将来に向かっての町の発展に、いろいろな面で力を注いでいくことについてはですね、これはいささかも変わりがないわけでありまして、むしろこうした厳しい情勢を迎えているがゆえにですね、更に襟を正しながらですね、いい仕事をしていきたいと、そのように考えているところであります。

さきほども、行政報告で申し上げましたように、町内的には企業がそうした状態に追いやられてきている、そうした現実もあるわけでありまして、そうした厳しさというものを受け止めながら、仕事の面においては、いささかなりともですね、疎漏がないかたちで進めていかなければならないことは、申し上げるまでもないわけでありまして。

そうしたことで、ひとつ今回の提案の趣旨につきまして、ご理解を賜りますように、お願いを申し上げます。

◎湯浅亮議長 11番、石本議員。

◎石本洋議員 町長のお話しは、よく分かるわけなんですけど、言ってみればですね、今後のカードを、全部今、出し切ってしまったような格好なんですよね。だから、来年になれば、来年になるなりに、また町長が苦しい立場になって、どっかで削らなければな

らないなという話が出てこないとも限らないですよ。

ですから、今ここで、全部カードを出し切っちゃってですね、そして来年またどうのこうのということにならないように、やはり今回は、カードを出すにしても、100分の40ぐらいにしておいたらいいんじゃないのかと、こういう話なんですよ。

それと、財政はいろいろと問題になっているけれども、必ずしも町長自身がこの財政を苦しくしたわけではなくて、日本のですよ、町の財政はいいですけども、日本の財政を苦しくしたわけではなくて、環境を苦しくしたわけではなくて、これはとにかく、周りからじわじわときてるだけの話なんで。それをね、町長がね、一身に全部背負っていきこうというのはちょっとどうかなという感じがするんですよ。

だからやはり、カードは適切なカードを取っていくようにしてもらいたいものだと、私は思います。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 石本議員のおっしゃる趣旨については、十分理解ができるわけですが、今、地方分権の時代でありまして、それぞれの町がですね、自主的に行政を進めていくと、こういう時代に私は変わったと考えております。

これは、これからの課題でありますけれども、職員に対しましても、各種手当があるわけですが、それが今の時代に適当な手当であるかというふうな点についても、今、実は全体的な見直しを進めておりまして、一定の整理ができた時期にですね、あらためて提案をさせていただくというふうな作業も進めております。

最近、小泉総理が、構造改革に関連いたしまして、よく「三方一両損」というふうな言葉を使ってですね、国民に理解を求めようとしているようではありますが、私どもやはり、理事者はもちろんそうではありますが、職員の立場といたしましても、そうした時代時代にあった給与体系の在り方といいたしましても、そうしたこともこれは当然検討していかなければならない事項というふうに受け止めております。

そうした前提もございまして、当面私ども、今回は、3月の期末手当については、これを当分の間凍結をするというかたちで提案しているわけがあります。そうした、全体が置かれている状況というものも、ひとつご理解を賜りまして、よろしくお願いをしたいと考えております。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第58号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

◎湯浅亮議長 挙手多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第59号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

◎湯浅亮議長 日程第5、議案第59号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[畑中栄和総務課長 登壇]

◎畑中栄和総務課長 議案第59号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

次のページをお開きください。提案理由であります。公務員の給与について、国、道、管内町村も改定及び改定見込みであることから、本町も人事院勧告に基づき、国家公務員に準じて条例を改正しようとするものであります。

改正の内容でございますが、1、期末手当、勤勉手当の支給率について、12月支給分期末手当を、現行「100分の160」を「100分の155」に改正し、100分の5を減額するものであります。

2、特例一時金の新設として、特例一時金、年間3千756円を、3月1日基準日に在籍する職員に支給するものであります。

3、適用年月日は、平成13年4月1日からであります。

前に戻りまして、条例の本文の第14条で、期末手当支給率の改正を、また、第2条及び第15条関係で、文言の不備を改めております。

附則に、6から10の5項を加え、特例一時金の支給について規定してございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用するものであります。

以上よろしくご審議のほど、お願いいたします。

[畑中栄和総務課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第59号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

◎湯浅亮議長 挙手多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第60号 平成13年度新得町一般会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第6、議案第60号、平成13年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第60号、平成13年度新得町一般会計補正予算、第5号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ46万4千円を追加し、予算の総額を76億4,548万4千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。今回の補正では、さきほどご審議いただきました、

議員、特別職及び職員の給与等の改正に伴う補正を、各款で行っております。なお、人事異動及び共済費の負担率の改正などに伴う増減も各款で調整しております。

9ページをお開きいただきたいと思います。

6款、農林水産業費の畜産業費では、牛海綿状脳症いわゆる狂牛病対策として、牛肉の地元の消費対策事業に対する補助金を新たに計上をしております。1キログラム、1千500パックという数を、地元の小売店にて販売する経費でございますが、それぞれの負担割合につきましては、町は40パーセント、農協は40パーセント、肉牛振興会として20パーセントを考えております。

4ページに戻りまして、歳入をお開き願いたいと思います。

16款、繰入金で、今回の補正の財源調整として、財政調整基金繰入金を増額をしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第60号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

◎湯浅亮議長 挙手多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第61号 平成13年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第7、議案第61号、平成13年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第61号、平成13年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算、第2号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ30万1千円を減額し、予算の総額を4億2,315万4千円とするものでございます。

5ページ歳出をお開き願います。今回の補正は、職員の給与等の改正に伴う補正でございます。

4ページに戻りまして、4款、繰入金では、今回の補正の財源調整のため、一般会計繰入金を減額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第61号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第62号 平成13年度新得町水道事業会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第8、議案第62号、平成13年度新得町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第62号、平成13年度新得町水道事業会計補正予算、第2号についてご説明を申し上げます。

第2条で、水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入につきましては、変更はございません。

支出につきましては、職員の人事異動並びに職員の給与等の改正に伴う補正で、44万4千円を減額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第62号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

閉 会 の 宣 告

◎湯浅亮議長 これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成13年臨時第5回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 10時49分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員